

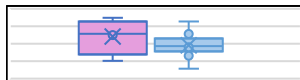
租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		産業競争力強化法に基づく事業再編に係る登録免許税の軽減措置の延長等																																																																					
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	登録免許税：外（国税 11）																																																																					
		② 上記以外の税目	－																																																																					
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【単独・主管・ <u>共管</u> 】																																																																					
4	内容		《現行制度の概要》 産業競争力強化法に基づく事業再編計画の認定を受けた事業者が、認定計画に従って行う合併、会社の分割、事業若しくは事業に必要な資産の譲受け又は譲渡、会社の設立等といった事業構造の変更をした場合における登録免許税率を以下の表のとおり軽減する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>租税特別措置法 第80条第1項</th> <th colspan="2">措置の内容</th> <th>通常の税率</th> <th>強化法の特例</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号</td> <td colspan="2">会社の設立、資本金の増加</td> <td>0.7%</td> <td>0.35%</td> <td>0.35%</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td colspan="2">合併</td> <td>0.15%</td> <td>0.1%</td> <td>0.05%</td> </tr> <tr> <td>(括弧書きの部分)</td> <td colspan="2">(資本金が増加する場合の合併)</td> <td>0.7%</td> <td>0.35%</td> <td>0.35%</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td colspan="2">分割</td> <td>0.7%</td> <td>0.5%</td> <td>0.2%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">4号(売買)</td> <td rowspan="2">不動産の所有権の取得</td> <td>土地</td> <td>2.0%</td> <td>1.6%</td> <td>0.4%</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>2.0%</td> <td>1.6%</td> <td>0.4%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">船舶の所有権の取得</td> <td>2.8%</td> <td>2.3%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5号</td> <td rowspan="2">合併時</td> <td>不動産</td> <td>0.4%</td> <td>0.2%</td> <td>0.2%</td> </tr> <tr> <td>船舶</td> <td>0.4%</td> <td>0.3%</td> <td>0.1%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">6号</td> <td rowspan="2">分割時</td> <td>不動産</td> <td>2.0%</td> <td>0.4%</td> <td>1.6%</td> </tr> <tr> <td>船舶</td> <td>2.8%</td> <td>2.3%</td> <td>0.5%</td> </tr> </tbody> </table> 《要望の内容》 産業競争力強化法に基づく事業再編に係る登録免許税の特例措置を令和12年3月31日まで延長する。 《関係条項》 租税特別措置法第80条第1項第1号～第6号					租税特別措置法 第80条第1項	措置の内容		通常の税率	強化法の特例	軽減率	1号	会社の設立、資本金の増加		0.7%	0.35%	0.35%	2号	合併		0.15%	0.1%	0.05%	(括弧書きの部分)	(資本金が増加する場合の合併)		0.7%	0.35%	0.35%	3号	分割		0.7%	0.5%	0.2%	4号(売買)	不動産の所有権の取得	土地	2.0%	1.6%	0.4%	建物	2.0%	1.6%	0.4%	船舶の所有権の取得		2.8%	2.3%	0.5%	5号	合併時	不動産	0.4%	0.2%	0.2%	船舶	0.4%	0.3%	0.1%	6号	分割時	不動産	2.0%	0.4%	1.6%	船舶	2.8%	2.3%	0.5%
租税特別措置法 第80条第1項	措置の内容		通常の税率	強化法の特例	軽減率																																																																			
1号	会社の設立、資本金の増加		0.7%	0.35%	0.35%																																																																			
2号	合併		0.15%	0.1%	0.05%																																																																			
(括弧書きの部分)	(資本金が増加する場合の合併)		0.7%	0.35%	0.35%																																																																			
3号	分割		0.7%	0.5%	0.2%																																																																			
4号(売買)	不動産の所有権の取得	土地	2.0%	1.6%	0.4%																																																																			
		建物	2.0%	1.6%	0.4%																																																																			
	船舶の所有権の取得		2.8%	2.3%	0.5%																																																																			
5号	合併時	不動産	0.4%	0.2%	0.2%																																																																			
		船舶	0.4%	0.3%	0.1%																																																																			
6号	分割時	不動産	2.0%	0.4%	1.6%																																																																			
		船舶	2.8%	2.3%	0.5%																																																																			
5	担当部局		総務省情報流通行政局参事官室																																																																					
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和8年8月 分析対象期間：平成30年4月～令和11年3月																																																																					
7	創設年度及び改正経緯		登録免許税率の軽減措置 平成25年度創設（平成26年1月～） 平成28年度2年間延長 平成30年度2年間延長 令和2年度2年間延長																																																																					

			令和 4 年度 2 年間延長 令和 6 年度 3 年間延長 (同様の措置を講じていた産活法における要望経緯) 平成 11 年度 創設 平成 12 年度 税率引き下げ 平成 13 年度 2 年間延長 平成 15 年度 5 年間延長 (但し平成 18 年以後、一部縮減) 平成 19 年度 措置拡充 (対象計画追加) 平成 20 年度 2 年間延長 平成 21 年度 1 年間延長 (会社分割に係る不動産移転登記に係る登録免許税のみ) 平成 22 年度 1 年間延長 平成 23 年度 一部縮減 (産活法改正により適用対象が一部変更されたことによる) 平成 24 年度 1 年間延長
8	適用又は延長期間		3 年間 (令和 9 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日まで)
9	必要性 等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 本措置は、認定事業者が経営資源の有効活用を図るための組織再編・事業再編を行うとともに、それに伴い新商品開発や経営効率化などの新たな取組を行う場合に限り、当該再編に伴い課税される登録免許税を軽減するものである。当該措置を講ずることにより我が国事業者の戦略的・抜本的な組織再編・事業再編を促し、生産性の向上と競争力強化を推進していく必要がある。 《政策目的の根拠》 産業競争力強化法 (平成 25 年法律第 98 号) (目的) 第一条 この法律は、我が国経済を再興すべく、我が国の産業を中長期にわたる低迷の状態から脱却させ、持続的発展の軌道に乗せるためには、経済社会情勢の変化に対応して、産業競争力を強化することが重要であることに鑑み、産業競争力の強化に関し、基本理念、国及び事業者の責務並びに産業競争力の強化に関する実行計画について定めることにより、産業競争力の強化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための態勢を整備するとともに、規制の特例措置の整備等及びこれを通じた規制改革を推進し、併せて、産業活動における新陳代謝の活性化を促進するための措置、株式会社産業革新機構に特定事業活動の支援等に関する業務を行わせるための措置及び中小企業の活力の再生を円滑化するための措置を講じ、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	V. 情報通信 (ICT 政策) 2. 情報通信技術高度利活用の推進
		③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	法律の計画認定に基づく政策支援を通じ登録免許税の軽減を行うことで、合併や会社分割等に係るコストの低減を図り、企業の事業再編による経営資源の有効活用により、企業の生産性の向上を図る。 具体的には、令和 11 年度に、事業者の生産性 (ROI (投下資本利益率)) を令和 8 年度より 2 %ポイント又は、固定資産回転率 (売上高/有形固定資産+ソフトウェア) を令和 8 年度より 5 %向上させる。

		④	政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	同種の措置を講じていた産活法及び産業競争力強化法の認定を受けた企業の生産性向上率は、日本国全体の生産性向上率等と比較した場合に高く、当該措置によるコストの低減を通じた政策目的の達成に大きく寄与している。																												
10	有効性等	①	適用数	(単位：件) <table><tr><td>年</td><td>平成30</td><td>令和1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr><tr><td>適用件数</td><td>11</td><td>17</td><td>14</td><td>22</td><td>26</td><td>22</td></tr><tr><td>年</td><td>令和6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td></tr><tr><td>適用件数</td><td>18</td><td>22</td><td>22</td><td>22</td><td>22</td><td>22</td></tr></table> 認定件数（業種別） 制度創設時 2014 年度～2025 年度の実績 ※適用件数と認定実績の件数は一致しない。 【算定根拠】 ・平成 30 年度～令和 6 年度は、産業競争力強化法の認定に基づく計画の認定年度別に集計したものであるため、実際に登記した時点（登録免許税が軽減される時点）が翌年度になるケースがあり得る。 ※令和 7 年度以降は、令和 4 年度～令和 6 年度の認定件数の平均。	年	平成30	令和1	2	3	4	5	適用件数	11	17	14	22	26	22	年	令和6	7	8	9	10	11	適用件数	18	22	22	22	22	22
年	平成30	令和1	2	3	4	5																										
適用件数	11	17	14	22	26	22																										
年	令和6	7	8	9	10	11																										
適用件数	18	22	22	22	22	22																										
		②	適用額	(単位：億円) <table><tr><td>年</td><td>平成30</td><td>令和1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr><tr><td>適用額</td><td>2,202</td><td>4,853</td><td>6,433</td><td>4,264</td><td>4,201</td><td>1,723</td></tr><tr><td>年</td><td>令和6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td></tr><tr><td>適用額</td><td>4,865</td><td>3,596</td><td>3,596</td><td>3,596</td><td>3,596</td><td>3,596</td></tr></table> ※減収額に比して適用額が巨大となるのは、課税ベースとなる金	年	平成30	令和1	2	3	4	5	適用額	2,202	4,853	6,433	4,264	4,201	1,723	年	令和6	7	8	9	10	11	適用額	4,865	3,596	3,596	3,596	3,596	3,596
年	平成30	令和1	2	3	4	5																										
適用額	2,202	4,853	6,433	4,264	4,201	1,723																										
年	令和6	7	8	9	10	11																										
適用額	4,865	3,596	3,596	3,596	3,596	3,596																										

			額が大きいことによるもの																															
			【算定根拠】 ・平成30年度～令和6年度は、産業競争力強化法の認定に基づく計画の認定年度別に集計したものであるため、実際に登記した時点（登録免許税が軽減される時点）が翌年度になるケースがあり得る。 ・令和7年度以降は、令和4年度～令和6年度の適用額の平均。																															
		③ 減収額	(単位：億円) <table border="1"> <tr> <td>年</td><td>平成30</td><td>令和1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr> <tr> <td>減収額</td><td>5.5</td><td>43.4</td><td>49.3</td><td>39.1</td><td>45.8</td><td>18.5</td></tr> <tr> <td>年</td><td>令和6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td></tr> <tr> <td>減収額</td><td>66.3</td><td>50.0</td><td>50.0</td><td>50.0</td><td>50.0</td><td>50.0</td></tr> </table>				年	平成30	令和1	2	3	4	5	減収額	5.5	43.4	49.3	39.1	45.8	18.5	年	令和6	7	8	9	10	11	減収額	66.3	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0
年	平成30	令和1	2	3	4	5																												
減収額	5.5	43.4	49.3	39.1	45.8	18.5																												
年	令和6	7	8	9	10	11																												
減収額	66.3	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0																												
			【算定根拠】 ・平成30年度～令和6年度は、産業競争力強化法の認定に基づく計画の認定年度別に集計したものであるため、実際に登記した時点（登録免許税が軽減される時点）が翌年度になるケースがあり得る。 ・令和7年度以降は、「法人税関係以外の租税特別措置の増減収見込額（令和8年度予算ベース）」の計数を記載。																															
		④ 効果	《政策目的（9①）の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）の実現状況》 （分析対象期間：平成30年4月～令和7年3月） ○ROA（令和4年度よりROIC） 基準年度と比較し、計画最終年度に2%ポイント以上向上した事業者は、75%であった。 ○固定資産回転率 基準年度と比較し、計画最終年度に5%以上向上した事業者は、100%であった。 ※令和4年度改正時から成果目標を修正ROAから修正ROICに変更した。 【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】 経済産業省の認定計画を基に実施状況報告より集計。 $ROIC = (\text{営業利益} + \text{減価償却費} + \text{研究開発費}) \div (\text{有利子負債残高} + \text{自己資本})$ $ROA = (\text{営業利益} + \text{減価償却費} + \text{研究開発費}) \div (\text{総資産})$ $\text{固定資産回転率} = (\text{売上高}) \div (\text{有形固定資産} + \text{ソフトウェア})$ 《租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）に対する租税特別措置等の直接的効果》 事業再編計画の認定を受けた事業者は、173者（全省庁ベース）のうち171者が本税制措置を活用しており、産業競争力強化法に																															

			基づいて認定された事業再編計画で、令和7年度までに終了し、報告を受けた計画（全35計画）のうち、30計画（経済産業省案件ベース）で生産性向上の基準を達成している。 また、事業再編計画の認定を受け前向きな取組を行った企業を処置群とし、同時期に事業再編を行った同業の企業を対照群として、平均の差推定法により、再編前後での生産性の成長率の分析を行ったところ、修正ROAの生産性指標においては、処置群は対照群に比べて平均的に正の効果が確認された。 ※令和4年度以降、ROICを選択した認定実績は僅少のため、ROAで比較した。 【ROAの平均成長率の差】（単位：%pt） <table><tr><td>処置群</td><td>2.07</td></tr><tr><td>対照群</td><td>-0.44</td></tr><tr><td>成長率の差</td><td>2.51</td></tr></table>  ■ 処置群 ■ 対照群 【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】 処置群：認定事業再編計画の実施状況に基づき達成状況を確認 対照群：SPEEDA上場企業データに基づき、以下のとおり算出 ROA＝（営業利益＋減価償却費＋研究開発費）÷（総資産） 《適用数（10①）が僅少等である場合の原因・有効性の説明》	処置群	2.07	対照群	-0.44	成長率の差	2.51
処置群	2.07								
対照群	-0.44								
成長率の差	2.51								
		⑤ 税収減を是認する理由等	上述のとおり、本施策を活用した事業者においては、生産性向上の実態が観察される。						
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	生産性向上を目的とする事業再編において、一定の基準を満たす計画を主務大臣が認定した場合に限り、合併や分割等の事業構造の変更にかかる費用を軽減することで、我が国産業の競争力強化に資する事業再編を促進することとしている。 事業者の事業再編行為については、その発生時期や再編行為に伴い生ずる登録免許税の規模等をあらかじめ網羅的に見込むことは困難であることから、予算措置ではなく予見可能性のある租税特別措置において対応することが必要である。						
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	登録免許税の軽減措置については、農業競争力強化支援法（第193回通常国会で成立）に規定する事業再編計画の認定を受けた事業再編促進対象事業者が、その事業再編計画に基づき行う株式会社の設立等に係る登記に対する登録免許税率を軽減する措置が存在。同法は、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援す						

			るものであるが、一方で、本措置は産業競争力を強化することが重要であることに鑑み、産業活動における新陳代謝の活性化を促進するための措置を講ずるものである。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和３年８月（主管省庁において実施）